

【正誤表】令和8年度仮置場等補修工事（浜通り北支所管内）

修正箇所を朱書き

No.	区分	ページ等	条項等	正	誤
1	現場説明書	現場説明書 P3	3-4 石礫除去について	石礫除去に関する費用については、別表-1の通り、計上している。	石礫除去に関する費用については、別表-1の通り、2工区大甕（東）仮置場（南相馬市）に10a計上している。
2	現場説明書	現場説明書 P6	4-11（1） 労務費等の単価について	（1）設計労務単価は、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（国土交通省単価）を適用するものとする。	（1）設計労務単価は、「令和7年度3月から適用する公共事業設計労務単価」（国土交通省単価）を適用している。 また、入札公告期間中に適用単価の改定があった場合、新単価を適用する。
3	特記仕様書	特記仕様書 P5	1-16（2） 作業への特殊勤務手当の支払い	（2）受注者は、本工事に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを確認する下記資料について、原則として作業月の翌々月10日までに発注者へ借用書として①②を提出、③を貸与しなければならない。なお、当該工事の精算手続きを踏まえた、最終確認月については、契約締結後、監督職員と協議するものとするが、最終確認月の10日に③の提出が間に合わない場合については、④の資料を提出するものとする。遅れる場合等については監督職員に報告し、協議すること。①②については、指定様式があり、別添2、3を参照されたい。	（2）受注者は、本工事に係る作業員に対し適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを確認する下記資料について、原則として作業月の翌々月10日までに発注者へ借用書として①②を提出、③を貸与しなければならない。なお、当該工事の精算手続きを踏まえた、最終確認月については、契約締結後、監督職員と協議するものとするが、最終確認月の10日に③の提出が間に合わない場合については、④の資料を提出するものとする。遅れる場合等については監督職員に報告し、協議すること。①②については、指定様式があり、別添6、7を参照されたい。